

一式双発高等練習機を 重要航空遺産として認定

日本航空協会 航空遺産継承基金事務局

● 重要航空遺産とは

当協会は、歴史的文化的に価値の高い航空遺産の意義を広く皆様に知っていただくとともに、後世に遺していくための一助となるべく「重要航空遺産」を認定しています。

「重要航空遺産」の認定に当たっては、以下の3つの要件を満たしていることを条件とし、航空遺産継承基金の専門委員会での審議を経て認定しています。

1. 航空史または航空技術史の上で意義を有すること。
2. 歴情的情報を留めた固有の状態を保持するなど文化史的価値を有すること。
3. 現存する資料数が極めて少ないなど、希少性が高いこと。

当協会では「重要航空遺産認定制度」を2007年に定め、2008年に国立科学博物館が所有する「YS-11 輸送機量産初号機」および埼玉県が所有する「九一式戦闘機」を「重要航空遺産」として認定したのを皮切りに、これまで一式双発高等練習機を含めて9件を認定しています。

（詳細については当協会ホームページをご参照ください。
<http://www.aero.or.jp/isan/heritage/aviation-heritage.htm>）

● 認定証の贈呈式

認定証の贈呈式は2016年7月2日（認定日でもあります）に、青森県立三沢航空科学館で開催されました。式には一式双発高等練習機の所有者である青森県航空協会会長であり同館の館長でもある大柳繁造様をはじめ三沢市長・種市一正様、航空自衛隊第3航空団司令兼三沢基地司令・今城弘治空将補など関係者約30名が出席されました。日本航空協会副会長・久保小七郎から大柳様に認定証を、また、記念プレートに青森県航空協会副会長・川口彰五郎様にお渡ししました（写真1、2）。当日は、来館者も含めて多くの方にご参列いただき、その様子は新聞などで報道されました（写真3）。



写真1 重要航空遺産認定証の贈呈



写真2 重要航空遺産認定の記念プレートの贈呈

一式双発高等練習機



所有者 青森県航空協会

保管展示 青森県立三沢航空科学館

認定理由 一式双発高等練習機は陸軍の指示を受け立川飛行機で開発され、1941（昭和16）年に制式採用となり1342機が生産された。青森県立三沢航空科学館に展示される同機は1942（昭和17）年に製造され、1943（昭和18）年9月27日、秋田県能代飛行場から青森県八戸飛行場へ向かう途中、原因は不明だが十和田湖に着水し水没した。2010（平成22）年水没場所が特定され、2012（平成24）年に引き上げられた。約70年間水没していたことで腐食が進行しており外板には穴が空いている箇所があるが、機体内外には運用時に塗られていた塗色や日の丸の赤色塗装、所属部隊を示すマーク、注意書きなどが残っている。青森県航空協会が所有する一式双発高等練習機は、世界に現存する3機の内唯一日本に残るものである。乗員訓練用に設計された本機は日本の航空機開発の歴史を今日に伝えるとともに、塗色をはじめとして使用当時の状態を良く保っており文化財的価値も高い。これらのことから本機は極めて貴重な航空遺産といえる。



写真3 式典には多くの方にご参列いただきました